

〈様式2-4〉

安全衛生診断実施結果報告書

(労働衛生診断関係)

事業場の名称 ○○株式会社 ○○工場

代表者 代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

安全衛生診断員 労働衛生コンサルタント ○○ ○○ (印)

診断日 平成16年10月26日

事業場の名称	○○株式会社 ○○工場	
所在地	○○県○○市○○町○○1-1	
代表者名	代表取締役社長 ○○ ○○	
事業の概要	(資本金)	2,400万円
	(業種(中分類))	電気機械器具(27)
	(主要製品等)	プリント基板組立 電子関連装置組立 リード線、ハーネス加工
	労働者数	計 139名(0名)
	男	32名(0名)
	女	107名(0名)

業務上疾病発生状況		①死亡	②休業1カ月以上又は障害等級14級以上	③休業4日以上	④休業4日未満	計
		平成14年	0人	0人	0人	
平成15年		0人	0人	0人	0人	0人
本年(1月~9月)		0人	0人	0人	0人	0人

業務上疾病発生概要	1. なし
業務上疾病発生概要	2. なし

特殊健康診断実施状況(最新のものを記す)

特殊健康診断の種類	従事者数	受診者数	受診率	有所見者数	健診結果に基づき実施した措置	備考
鉛	58	58	100%	12	再検査実施 (H.16年5月1日~31日)	
有機溶剤	11	11	100%	0		

作業環境測定状況(最新のものを記す)

作業場及び作業の概要	実施日及び管理区分		測定者 (精度管理番号)
	1回目	2回目	
第1製造 ディップ工程 (フラックス塗布、防湿剤塗布) [混合有機溶剤]	H.16年5月20日 第1管理区分	H.16年11月5日 第1管理区分	自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)
第2製造 ディップ工程 (フラックス塗布、防湿剤塗布) [混合有機溶剤]	H.16年5月20日 第1管理区分	H.16年11月5日 第1管理区分	自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)
A工場 ディップ工程 (フラックス塗布、防湿剤塗布) [混合有機溶剤]	H.16年5月20日 第1管理区分	H.16年11月5日 第1管理区分	自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)
第1製造 ディップ工程 (自動半田ディップ) [鉛]	H.16年5月20日 第1管理区分		自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)
第1製造 ディップ工程 (自動半田ディップ) [鉛]	H.16年5月20日 第1管理区分		自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)
A工場 ディップ工程 (自動半田ディップ) [鉛]	H.16年5月20日 第1管理区分		自社・委託 ○○県産業医学協会 (303)

診断項目	現状及び指導事項
①労働衛生管理体制の確立と産業医、衛生管理者等の職務の遂行について	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> 衛生管理者：選任されています。他の業務と兼務しながら、衛生管理者の職務を遂行されています。 産業医：選任されています。健診の事後措置などの対応はされているようですが、安全衛生委員会への出席はなくまた職場巡視もされていません。 安全衛生委員会：定期的開催されており、議事録も整理されています。 職場巡視：安全衛生委員会開催日に巡視されており、巡視結果が委員会で話し合われています。問題点は即対応されているようです。 協力会社との連絡・協議体制：実施されていますが、今後よりいっそうの連携が必要と思われます。 <p>管理体制や衛生管理者の職務遂行は問題ありませんが、産業医の職務に関しては改善が必要と思われます。</p> <p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業医の職務として職場巡視と安全衛生委員会への出席をお願いしてください。産業医が勤務される日に安全衛生委員会を開催されれば、新たな負担はかかりません。 安全衛生管理計画はあるものの書類が見当たりませんので、年間の管理計画表を作成してください(資料1)。 衛生管理者資格取得者は現在1名でかつ兼務ですので職務遂行が大変だと思われます。もう一人衛生管理者資格取得者の養成が今後必要と思われます。 専門的な問題で社内において対応できない場合は外部専門機関(例えば、〇〇産業保健推進センターや労働衛生コンサルタント)にご相談ください。
②作業環境管理の実施について	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業環境測定：定期的実施されており、全ての単位作業場で第1管理区分を維持しています。しかし、事業場記入欄が未記入です。 局所排気装置等の定期自主検査：定期的実施され、点検表が記載保管されていますが、点検方法が間違っています。 職場巡視時の状況 <ol style="list-style-type: none"> 半田ディップ槽等に排気装置はあるがその排気口は天井裏までで

	<p>屋外に出いていません(資料2)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 半田ディップ槽開口部での制御風速が不十分です(発煙管にて確認した結果、漏れが見られました)(資料2)。 有規則第25条の「有機溶剤の区分の表示」に関して、無かったり、間違っていたりしています。 有規則第24条に基づく掲示内容に不備があります(資料2)。 <p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在設置されている排気装置は排気口が屋外にされていないので局所排気装置と認められません。よって、装置の見直しを実施され改善をお願いいたします。なお、貴事業場では改善予定と聞いておりますが、これらの設備に関しては設置や主要部分の変更は、その計画を当該工場の開始の日の30日前までに、労働基準監督署長に届けることになっています(労働安全衛生法第88条)。 局所排気装置を設置される場合は費用もかかりますので、必要排風量の計算などの設計を実施し、十分に検討することをお願いします。 局所排気装置の点検を実施する場合は「局所排気装置の定期自主検査指針(自主検査指針公示第5号)」に基づいて実施してください。 メチルアルコール(第2種有機溶剤)が入っている容器に表示がなかったり白テープに「アルコール」のみの表示がされていたりしています。アルコールにはいろんな種類がありますので正確に物質名を表示する必要があります。メタノールやイソプロピルアルコールは第2種有機溶剤ですので、有規則第25条の「第2種有機溶剤は黄」に従って、黄テープにそれぞれの物質名を記載し表示してください(資料3)。 作業環境測定結果報告書の事業場記入欄に関して記載をお願いします。
③作業管理の実施について	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業手順書は作成されていますが、安全衛生項目に関してはやや不十分です。 保護具に関しましては、作業環境測定結果が全て第1管理区分という観点から準備されていません。 作業台下に多量の有機溶剤が置いてあるなど、もう少し整理整頓が必要です。

	<p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 作業手順書に安全衛生項目を追加してください。特に半田ディップ槽の清掃作業時(半田屑除去作業)においては保護具(防じんマスク、保護手袋)着用および作業終了時の手洗い励行を明記してください。理由は半田屑には多量の鉛粉じんが含まれており、清掃作業時に発じんし作業者が暴露を受ける危険性が高いからです。 部品の自動挿入工程において時々エアブロー作業をされています。エアブロー作業時においては著しい騒音に暴露される危険性がありますので(85dB以上)、作業者は耳栓を着用されることをお勧めいたします。 作業台下においてある有機溶剤は保管庫に保管するようにし、作業場内には1日の使用量のみ持ち込むようにしてください。
④健康管理の実施について (THPを含む。)	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般健康診断は定期的実施されています。 特殊健康診断も定期的実施されていますが、鉛の有所見者数が12名(受診者の21%)は多いと考えられます。また、平成15年10月の特殊健診で血中鉛が$20\mu\text{g}/100\text{g}$を上回っている作業員(分布2)もいるので、産業医と相談の上、鉛暴露の原因追求とその対策が必要です。原因としては、作業管理の項目でも説明したとおり、半田屑除去作業時において現在保護具無しで作業を行われており、この作業時の鉛暴露の可能性が高いと思われます(血中鉛が$20\mu\text{g}/100\text{g}$を上回っている作業員も半田屑除去作業を実施していた)。 特殊健康診断結果の事後措置は実施されていますが、対象者に一部もれが見られます(血中鉛が$20\mu\text{g}/100\text{g}$を上回っている作業員の事後措置がありません)。 有機溶剤の特殊健康診断の有所見者数は0名です。 THPに関しては現時点では対応されていません。 <p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 半田作業での鉛暴露は大きくは2つのケースが考えられます。半田コテを使用した半田付け作業および半田ペーストにて印刷する作業では、手指に付着した半田(鉛)が食事や喫煙により体内に入るケース、半田ディップ槽では半田屑を除去する作業時に発生する鉛粉じんを暴露するケースです。特に後述の半田屑除去作業時においては多量の鉛粉じんが発生していることが実証済みです。対応としては半田コテによる半田付け作業員と半田ペースト取扱作業員は綿手袋着用し、作

	<p>業後は手洗い励行を実施すること、半田ディップの半田屑除去作業員は防じんマスク(使い捨て防じんマスクでも可)、保護手袋の着用および作業後の手洗い励行が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該作業の配置前健診は重要であるので実施してください。なぜならば、当事業場に入る前から鉛などに暴露を受けている可能性があるからです。 騒音が著しく高い作業場に配置する前には聴力検査をすることをお勧めします。なぜならば、前述の理由と日常生活でも騒音性難聴が発生しているケースがあります(バンド活動、ヘッドホンステレオなどによる高騒音暴露)。 当事業場の作業員は高齢化が見受けられますので今後はTHP(トータル・ヘルスプロモーション・プラン)に取り組み、計画的な健康づくりをお勧めいたします(資料4)。
⑤労働衛生教育の実施について	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> 年間の労働衛生教育計画がありません。 有害業務に関する労働衛生教育が実施されていません。 <p>(指導事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 年間の労働衛生教育を計画してください。 有機溶剤取扱従事者の労働衛生教育をお願いします。 作業環境管理のところでも記載したように、せつかく局所排気装置の自主点検は実施されているが、その方法が間違っているケースからも判断できるように、当事業場においては正しい知識の教育が必要と思われます。使用している有害物質および設備は今後多種類に変更されていかれると思いますので、有害物質の取扱や設備の管理に関する労働衛生教育を実施し、事故などの問題が発生しないうちに作業員の労働衛生知識の向上をお願いします。
⑥快適職場づくりについて	<p>(現状)</p> <ol style="list-style-type: none"> トイレや食堂なども清潔きれいにされており、また照度などに関しても問題はないと思われます。 喫煙コーナーを設置するなど、分煙対策は実施されていますが、換気扇が無いため、タバコ煙が屋外に排気されていないなどまだ不十分な点が見られます。 快適職場推進計画の認定は申請されていません。

	<p>(指導事項)</p> <p>1. 現在の喫煙コーナーには換気扇が無いので、窓に換気扇を設置し境をパーテーションやキャビネット等で囲い込み、たばこの煙が室内に拡散しないような対策が必要です(資料5)。</p>
⑦化学物質管理について (MSDSの入手、周知、リスクアセスメントの実施等化学物質管理指針に基づく措置の実施について)	<p>(現状)</p> <p>1. MSDSに関して: MSDSの入手が不十分であり、作業員への周知もされていません。</p> <p>2. リスクアセスメントを実施されていません。</p> <p>3. 化学物質管理指針の基づく体制がなされていません。</p> <p>4. 有機溶剤等の化学物質が通路上の棚に積まれているなど、管理に関して問題が多く見られます。</p> <p>(指導事項)</p> <p>1. MSDSは必ず入手してください。</p> <p>2. 入手されたMSDSに関しては作業員に周知させてください。作業員への周知方法としては、教育・指導とMSDSの現場設置が考えられます(資料6)。</p> <p>3. 平成12年3月に「化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針」が厚生労働省から公布されています。当事業場では有機溶剤等を取り扱われており、この指針に基づいての管理が必要です(資料7)。</p> <p>4. 通路上の棚に積まれている有機溶剤容器(一斗缶等)は地震等が発生した場合落下する危険性があり、その管理者もはっきりしない状況でした。化学物質に関しては化学物質管理者を選任して管理をお願いします。</p> <p>5. 電子機器工業会においては技術革新が早いので、貴事業場において使用する化学物質の変化も早いと思われます。今後新たな化学物質を使用される場合は、事前にその有害性や危険性を調査し、的確な対応をお願いします(リスクアセスメントの実施)</p>
⑧労働安全衛生マネジメントシステムについて	1 運用中 2 構築中 3 準備段階 4 導入予定なし
⑨リスクアセスメントについて	1 実施中 2 準備段階 3 実施予定なし

⑩下請労働者、派遣労働者に対する衛生管理について(該当がない場合は記入不要)	該当なし
⑪上記以外の特記事項について	<p>(現状)</p> <p>1. ISO14001 に関して認定取得を予定されています。</p>
⑫総合所見について	<p>貴事業場の労働衛生活動に関しましては工場長、衛生管理者はじめ担当者が真剣に取り組まれている姿勢は伺えます。しかし残念なことに実施している内容に関しては改善の余地が見られ、労働衛生に関する教育の実施、外部機関の講習会に参加するなど、担当者及び労働者の衛生知識のボトムアップが必要と思われます。特に局所排気装置の改善に関しましては、多額の費用が発生しますので、設計、計画の時点から慎重に検討されることをお勧めします。</p> <p>また、化学物質管理に関しましては有害性と共に引火性等の危険性がある物質を使用されていますが、現状では管理には問題があります。火災や爆発などがあつた場合、企業としての損失は過大でありますので、化学物質管理指針に基づく管理体制の構築が必要と思われます。</p> <p>事業主殿と従業員一体となって労働者が安全で健康的に働ける職場及びより快適な職場環境形成をお願いいたします。</p>

(資料省略)